

日本幼稚園協會規則

- 第一條 本會ハ幼児教育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ日本幼稚園協會ノ稱ス
- 第三條 會員タルラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼児教育ニ篤志ナルモノトス
- 第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金拾五錢ヲ賦出スヘシ。會員ハ無料ニテ本會發行雜誌ノ配布ヲ受ケ又本會ノ事業ニ關シ諸種ノ便宜ヲ受ケ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルヘシ
- 第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、モノニ請ヒテ地方委員トナスコトアルヘシ
- 第七條 本會ハ毎年四月總會ヲ開キ、二月、六月、十月ノ第二土曜日ニ例會ヲ開ク。但場合ニヨリ例會期日ヲ臨時變更シ又臨時休會スルコトヲ得
- 第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、幼児教育ニ關スル研究及ビ調査
 - 一、幼児教育ニ關スル講演會及講習會ノ開催
 - 一、雜誌發行(毎月一回)
 - 一、幼兒教育ニ關スル圖書刊行
 - 一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介
 - 一、其他本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク。
 - 會長 一名 會務ヲ總理ス
 - 主幹 一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
 - 幹事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 - 評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
- 第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第十一條 主幹、幹事、評議員ハ二ヶ年ヲ期シテ會長ヨリ推舉スルモノトス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ
- 第十三條 此規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサルハ變更スルコトヲ得ス

加盟保育會

東京市保育會	京都保育會	大阪市保育會	神戸市保育會
静岡縣保育會	名古屋保育會	香川縣保育會	福島縣保育會
吉備保育會			

湯原 元一	倉橋 惣三	井村 くに	土川 五郎	乙竹 岩造	横山 榮次	折井 彌留枝	坂井 ふで	嚴谷 秀雄	戸野 周次郎	大村 芳樹	棚橋 源太郎	富尻 精一	富土川 游	窪部 顯宜	篠田 利英	尺 秀三郎
會長	主幹	幹事	評議員	地方委員	地方委員	地方委員	地方委員	客員	客員	客員	客員	客員	客員	客員	客員	客員
		(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)	(イロハ順)
		池田 トヨ	小向 きみ	吉田 熊次	藤井 利譽	大和田リょう	司馬 のぶ	岩谷英太郎	大瀬甚太郎	嘉納治五郎	多田房之輔	野上 俊夫	福士末之助	櫻井 光華	東 基吉	菅原 教造
		坂内 ミツ	小高 つや	田中 ふさ	下田 次郎	坪内 きく	望月 くに	波多野貞之助	奥好 義	唐澤 光徳	田中 敬一	久留島武彦	小西 信八	澤柳政太郎	馬 上孝太郎	
		和田 寅	杉本 ふみ	野口 幽香	日田 權一	宇式 かん	膳 たけ	細川 潤次郎	尾田 信忠	谷本 富	中島 力造	松本亦次郎	小磯 吉人	岸邊 福雄	森川 正雄	
		和田 くら		安井 哲		久住 モト		本間 辰藏	大久保介壽	高島平三郎	中村 五六	松本孝次郎	淺岡 一	三島 通良	瀬川 昌書	